

告 示

埼玉県告示第三百九十九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和六年四月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二三―六一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県草加市松原四丁目七百九十番二十八

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 九百四十七・一九立方メートル